

市長とどこでもミーティングが行われました



10月13日（水）、市民の皆様の意見や提案について気軽に市長と話し合う「市長とどこでもミーティング」が開催され、子どもたちへの支援やママ達の相談窓口、歩道や公園等の草刈り対応、学校給食などについて、「潮来の未来を考えるママの会」と原市長が話し合いを行いました。

皆様も市長とお話ししませんか？

「こんなまちにしたい」「こんなことをやってみたら？」など、市民の皆様のご意見やご提案について、気軽に市長と話し合いませんか。

ミーティングの場所やスタイルは自由。皆様の活動の場へ市長を誘ってくださったり、市長室へお越しいただくこともできます。まちづくりへの皆様の『声』をお待ちしています。

【対象】 自治会・PTA・学生（小学生以上）・各種サークルなど、市内在住者で構成、又は市内に活動の拠点を置く団体・グループ

【申込方法】 話し合いたいテーマ（環境・福祉・教育など）を決め、申込書に必要事項を記入してお申込みください。

※申込書については、潮来市ホームページ様式ダウンロード（広報・広聴）のページ内の広聴事業「市長とどこでもミーティング申込書」をご利用ください。

【その他】 ・参加団体と協議の上決定し実施いたします。

・ミーティングの時間は1時間程度とします。

【お問合せ】 秘書課 秘書グループ ☎63-1111 内線205

低所得の子育て世帯対象

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？

【支給額】 児童1人当たり一律5万円（1回限り）

【対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日（18歳の年度末）までの間にある児童を監護している方

【受付期間】 令和4年2月28日（月）まで

午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

【申請方法】 申請書に必要事項記入のうえ、必要書類を添付して子育て支援課まで提出してください。申請書は、潮来市ホームページ、又は潮来市子育て支援課で取得できます。

【その他】 「児童扶養手当受給者（令和3年4月分）に該当する方」、「児童手当受給者又は特別児童扶養手当受給者（令和3年4月分）に該当し、令和3年度住民税（均等割）が非課税の方」は、**申請不要のため既に支給済み**です。

対象となる方は、ほかにも条件がありますので、詳細はお問合せください。

【お問合せ】 子育て支援課 子育て支援グループ ☎63-1111 内線386・388